

外国人労働者 長期就労型に転換 特定技能 2 号を大幅拡大

政府は期間限定型だった外国人労働者の受け入れを、永住に道を開く長期就労型に転換します。在留資格「特定技能」で期間に上限がない業種に、食品製造や外食など 9 分野を追加すると決定しました。全 12 分野で定住への道が制度化される見込みです。課題の多い技能実習は「発展的に解消」して新制度に移行し、企業の人手不足が加速する中、現場の中核を担う外国人材の育成を急ぎます。

技能実習を入り口に特定技能 1 号、2 号へとステップアップすれば、家族帯同や定住・永住が可能となり、年金など社会保障を支える担い手にもなります。技能実習と特定技能を合わせると 50 万人近くになり、ドイツの看護師向け制度など同種事例はありますが、世界でも異例の規模での取り組みとなります。

また、「人権侵害の温床」との批判が根強い技能実習の立て直しも重要となります。転職の「原則禁止」は失踪を招く要因となっていました。転職制限は緩和する方向ですが「1 年に 1 度など回数を制限」「同一職種間のみ」などに限定する意見があります。

年収の壁解消へ 企業に従業員 1 人当たり最大 50 万円の助成金

一定の年収を超えると、社会保険料の負担が生じ手取りが減ってしまう、いわゆる「年収の壁」を解消するため、厚生労働省は、保険料を肩代わりするなどした企業に、従業員 1 人当たり最大で 50 万円の助成金を支払う方向で調整を進めています。

「年収の壁」は、年収が 106 万円や 130 万円を超えると、配偶者などの扶養を外れ社会保険料の負担が生じて手取り収入が減ってしまうもので、閣議決定した「こども未来戦略方針」では、解消に向けて取り組むことが明記され、政府内で具体的な検討が進められています。

厚生労働省は「年収の壁」を超えても手取り収入が減らないよう、賃上げや労働時間の延長によって新たに生じる社会保険料を肩代わりして支払うなどした企業に対し、従業員 1 人当たり最大で 50 万円の助成金を支払う方向で調整を進めています。制度は、早ければ年内にも始め、期限を区切った仕組みにすることにしています。

厚生労働省は保険料の負担を軽減し「年収の壁」を意識せずに働ける環境を整備することで、パートタイムで働く人たちなどの収入の増加につなげたい考えです。

職場における熱中症による死傷災害の発生状況を公表

厚生労働省は、2022 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確報値）を発表し、職場での熱中症による死傷者（死亡および休業 4 日以上の上業務上疾病者）数は 827 人、うち死亡者数は 30 人となりました。過去 10 年間の死傷者数をみまると、2013 年～17 年は 400～500 人台で推移しています。記録的猛暑となった 2018 年（1178 人）に最多を記録して以降、変動があるものの減少しています。18 年以降の発生状況について、業種別では建設業、製造業で多く、年齢別では全体の約 5 割を 50 歳以上が占めています。



- ラベンダー -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【短時間労働者の社会保険適用拡大】

従前の制度では社会保険の適用において加入要件を満たさなかった短時間労働者（パート・アルバイト等）について法改正により 2022 年 10 月から被保険者数が「101 人以上」の会社では、① 週の所定労働時間が 20 時間以上、② 月の所定内賃金が 88,000 円以上、③ 2 ヶ月を超える雇用の見込み等の条件を満たす短時間労働者については社会保険への加入が必要となっています。この社会保険の適用拡大について 2024 年 10 月からは被保険者数が「51 人以上」の企業にまでさらに適用が広がります。加入対象者の増加やそれに伴う社会保険料の負担が大きく変わることになりますので、ご注意ください。

事務所より

十勝でも夏の訪れが感じられる時期となり、帯広でも先月中旬に今季初の真夏日を記録しました。本州方面は梅雨の時期に伴う大雨や猛暑により大荒れの天気が続いているようですが、今夏の十勝は比較的雨も少なく、穏やかな天気が続いているように思います。今後はお盆頃まで暑い日も増えてくると思いますが、急激な気温の上昇による熱中症も各地で多発していますので、水分補給を十分に行い、しっかりと体調管理をしたいですね。

人材紹介サービス等を行うエン・ジャパンが行った「男性育休に関する調査レポート」によりますと、約 9 割の男性が「育休を取得したい」と回答し、男性が育児休業を取得する際に妥当だと思う期間は「1 か月～3 か月未満」が最多となったということです。男性が育休を取得することに「賛成」という回答も約 8 割に上り、男性の育児休業取得についての認識が変化してきていることが伺えます。ただ、その一方で実際の男性の育児休業取得率が低い理由の回答のトップは「育休を取得しづらい雰囲気がある」となっており、まだ男性の育児休業取得に対するハードルの高さも見受けられます。育児・介護休業法の改正により男性が育児休業を取得しやすい制度も整備されておりますが、中小企業においては実際に男性が育児休業を取得した際の業務に与える影響も大きいことから、事前の制度理解や社内における体制づくりも重要になってくるかと思えます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今月は社会保険の算定基礎届の提出時期となっておりますが、算定基礎届で決定された標準報酬については今年の 9 月分給与（10 月に支払う給与分）から反映されます。変更改定時期になりましたら、弊社より改定後の社会保険料控除額を別途お知らせ致しますので、ご参照くださいますようお願い致します。

